

□□ (仮称) 那珂川市子どもの権利条例に盛り込む内容

項目	記載内容	根拠
前文		
	条例制定に至るまでの想いや条例制定後の、まちの姿について記載	
子どもや、子どもの権利がどのような存在なのか	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもは、一人の人間であり、あらゆる可能性を秘めたかけがえのない大切な存在 ・子どもは、生まれながらにして幸せに生きるための大切な権利を持っている ・子どもの権利は、日本国憲法や子どもの権利条約で保障された守られるべきものである 	
子どもに保障されている権利の内容について	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもは、あらゆる差別や暴力から守られる ・子どもは、人間らしく生き、育ち、自由に意見を表すことができる 	
子どもへの願い	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもは、子どもが持つ権利について、学び、気づき、身につけていくこと ・他の人の権利を大切にし、お互いに権利を尊重し合うこと 	
大人への願い	<ul style="list-style-type: none"> ・大人は、子どもにとって最もよいことを第一に考えること ・子どもが持つ権利について知ること ・子どもと向き合い、子どもの気持ちをしっかりと受け止め、一緒に考えたり、行動したり、教え導いたりしていくこと 	
周囲への願い	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待やいじめ、不登校、貧困など、子どもを取り巻く多くの問題は、子どもや子育て家庭の努力だけで克服することが非常に難しいため、地域社会においても、子どもや子育て家庭を温かく見守り、支えていくこと 	
市への願い	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもは、大人とともに那珂川市を引き継ぎ、未来へとつないでいく役割を担う存在であるため、市は、なかがわっ子の健やかな成長に向けて、自らの可能性を伸ばし、自分の将来に夢を持てるまちとなるように、平和と自然豊かな環境のなかで、すべての人にやさしいまちづくりを進めること 	
総則		
○目的		
○定義		
○基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの年齢及び発達に配慮すること ・子どもの意見が尊重され、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考えること ・子どもに関心を寄せ、触れ合う中で信頼関係を築くこと 	<p>児童の年齢及び発達にに応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない（児童福祉法）</p> <p>（ワークショップ）</p>
子どもの権利		
○子どもの権利	子どもの権利条約で定められている大きく4つの権利「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の内容を踏まえて、本条例で保障する子どもの権利について記載	
子ども、家庭、市民、学校等の役割		
○子どもが大切にすること	<ul style="list-style-type: none"> ・自分を大切にし、他者への思いやりの心を持つこと ・自分の意見や想いを伝えること ・夢を持って、努力すること ・ルールやマナーを守ること ・主体性や課題解決力を養うこと 	<p>（ワークショップ）</p> <p>（ // ）</p> <p>（ // ）</p> <p>（ // ）</p> <p>（ // ）</p>
○家庭の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもと向き合う時間を確保し、意見を聞き、受け止めること ・基本的な生活習慣や規範意識を身に着けられるようにすること ・保護者は、子育てについて第一義的責任を有すること 	<p>（ワークショップ）</p> <p>（ // ）</p> <p>児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う（児童福祉法）</p>
○市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃のあいさつ等を通じて、子どもとの接点を持ち、みんなで子どもの成長を見守ること 	（ワークショップ）

○学校等の役割	・生きる力を育むこと	生きる力を育む（学習指導要領に掲げる目標）
○		
○		
子どもにやさしいまちづくり		
○子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭、市民、学校等及び市が、協力して子どもの成長を支援すること ・子どもが安全で安心できる環境（居場所）づくりをすること ・子どもの考えや意見を聞く場や機会を確保すること 	(ワークショップ) (//)
○子育て家庭への支援	・子育てしやすい社会にすること	(ワークショップ)
○いじめ、虐待及び体罰の禁止	・いじめ、虐待及び体罰を行ってはならないこと	(ワークショップ、いじめ防止対策推進法、虐待防止法、学校教育法)
○		
○		
○		